平成２４年第２回定例会

三　沢　市　議　会　会　議　録

第３号（平成２４年６月１５日）

◎議事日程

第１　市政に対する一般質問

（本定例会に提出された事件）

第２　議案第51号　専決処分の承認を求めることについて
（平成２３年度三沢市一般会計補正予算（第８号））

第３　議案第52号　専決処分の承認を求めることについて
（平成２３年度三沢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号））

第４　議案第53号　平成２４年度三沢市一般会計補正予算（第１号）

第５　議案第54号　平成２４年度三沢市食肉処理センター特別会計補正予算（第１号）

第６　議案第55号　平成２４年度三沢市立三沢病院事業会計補正予算（第１号）

第７　議案第56号　専決処分の承認を求めることについて
（三沢市税条例の一部を改正する条例の制定について）

第８　議案第57号　専決処分の承認を求めることについて
（三沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

第９　議案第58号　三沢市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

第10　議案第59号　三沢市印鑑の登録及び証明に関する条例及び三沢市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

第11　議案第60号　三沢市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第12　議案第61号　三沢市外国語指導助手の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13　議案第62号　三沢市駅前広場設置条例の一部を改正する条例の制定について

第14　議案第63号　三沢市子ども医療費給付条例及び三沢市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について

第15　議案第64号　三沢市農政審議会条例の一部を改正する条例の制定について

第16　議案第65号　財産の処分について

第17　議案第66号　青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更について

第18　議案質疑

◎本日の会議に付した事件

第１　市政に対する一般質問

（本定例会に提出された事件）

第２　議案第51号　専決処分の承認を求めることについて
（平成２３年度三沢市一般会計

補正予算（第８号））

第３　議案第52号　専決処分の承認を求めることについて
（平成２３年度三沢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号））

第４　議案第53号　平成２４年度三沢市一般会計補正予算（第１号）

第５　議案第54号　平成２４年度三沢市食肉処理センター特別会計補正予算（第１号）

第６　議案第55号　平成２４年度三沢市立三沢病院事業会計補正予算（第１号）

第７　議案第56号　専決処分の承認を求めることについて
（三沢市税条例の一部を改正する条例の制定について）

第８　議案第57号　専決処分の承認を求めることについて
（三沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

第９　議案第58号　三沢市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

第10　議案第59号　三沢市印鑑の登録及び証明に関する条例及び三沢市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

第11　議案第60号　三沢市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第12　議案第61号　三沢市外国語指導助手の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13　議案第62号　三沢市駅前広場設置条例の一部を改正する条例の制定について

第14　議案第63号　三沢市子ども医療費給付条例及び三沢市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について

第15　議案第64号　三沢市農政審議会条例の一部を改正する条例の制定について

第16　議案第65号　財産の処分について

第17　議案第66号　青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更について

第18　議案質疑

◎出席議員（１８名）

議長	１番	舩見亮悦君
副議長	１２番	堀　光雄君
	２番	髙橋武志君
	３番	加澤　明君
	４番	奥本菜保巳君
	５番	瀬崎雅弘君
	６番	澤口正義君
	７番	鈴木重正君
	８番	太田博之君
	９番	野坂篤司君
	１０番	春日洋子君
	１１番	西村盛男君
	１３番	小比類巻正規君
	１４番	小比類巻雅彦君
	１５番	馬場騎一君
	１６番	山本弥一君
	１７番	堤　喜一郎君
	１８番	森　三郎君

◎欠席議員（０名）

◎説明のため出席した者（２６名）

市長	種市一正君
副市長	大塚和則君
政策財政部長	米田光一郎君
総務部長	佐々木卓也君
民生部長	宮古健一君
健康福祉部長	宮古直志君
経済部長	中野渡　進君

建設部長	中西敬悦	君
上下水道部長	今村哲也	君
政策推進監	尾形豊	君
政策財政部参事 兼広報広聴課長	山本智香子	君
総務部参事 兼秘書課長	繋範雄	君
政策調整課長	山本剛志	君
総務課長	平出修一	君
生活安全課長	種市忠雄	君
健康推進課長	小泉博	君
産業政策課長	遠藤恵介	君
建築住宅課長	高橋常幸	君
水道施設課長	和田一成	君
三沢病院事務局長	大澤裕彦	君
消防長	田村斎	君
消防本部次長	葛西順一	君
教育委員長	熊野稔	君
教育長	吉田健	君
教育部長	山本文彦	君
代表監査委員	和泉英世	君

◎職務のため出席した職員

事務局長	中村健一	君
副参事兼次長	村井拓司	君
庶務係長	大塚英知	君
主査	山本聡	君
主事	一戸剛	君

別　紙

◎予算審査特別委員会委員一覧表

議席番号	職名	氏名
１６番	委員長	山本弥一
１０番	副委員長	春日洋子
２番	委員	髙橋武志
３番	委員	加澤明
５番	委員	瀬崎雅弘
７番	委員	鈴木重正
１５番	委員	馬場騎一
１７番	委員	堤喜一郎

◎条例等審査特別委員会委員一覧表

議席番号	職名	氏名
９番	委員長	野坂篤司
６番	副委員長	澤口正義
４番	委員	奥本菜保巳
８番	委員	太田博之
１１番	委員	西村盛男
１３番	委員	小比類巻正規
１４番	委員	小比類巻雅彦
１８番	委員	森三郎

午前１０時００分　開議

○議長（舩見亮悦君）　出席議員は定足数に達しておりますので、３日目の本会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第３号をもって進めます。

◎日程第１　市政に対する一般質問

○議長（舩見亮悦君）　日程第１　昨日に引き続き、市政に対する一般質問を行います。

９番野坂篤司議員の登壇を願います。

○９番（野坂篤司君）　おはようございます。

みさわ未来の野坂篤司が、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私は、３月４日行われました三沢市議会議員選挙に、野坂篤司、四つの提言を公約、いわゆるマニフェストとして掲げ、選挙公報や街頭でも訴えさせていただきました。おかげさまで３期目の当選をさせていただき、大変ありがとうございました。

今回は、その四つの提言のうち、福祉政策の提言から、私が最も大事だと思っております元気高齢者プロジェクトを推進するために、つまり、元気な高齢者、９０歳までも元気だと、こう言われるようなプロジェクトを推進したい。そのための基本的な考え方を実現するために、今回質問をいたします。

その第１として、はじめに、歯科口腔保健条例制定について質問をさせていただきます。

御存じのとおり、第５期介護保険事業費が改定され、三沢市の介護保険事業費総額が、第４期より１２億８，２００万円多い、３年間で９３億１，２００万円になる見込みが出ています。三沢市の繰出金も、１億６，６４８万円多い１１億７，９９５万円になる見込みが出ています。

６５歳以上の高齢者人数も、平成２１年度には８，４１４人で、介護認定者が、そのうちの１，４８１人でしたが、平成２６年度は、高齢者が９，０５５人、介護認定者が１，８７２人になるとの見込みが出ているのであります。

さらに、第１次ベビーブーム、つまり、私の２歳から３歳後の人たちです。第６期になりますと、高齢者が９，６４７人、三沢市の６５歳以上の方が９，６４７人になり、介護認定者の見込みは２，０００人を超えるまでになるという予想をされているのであります。

このまま推移していくと、三沢市の財政に大きく影響が出ることは間違いありません。そして、何よりも高齢者が健康で、元気で人生を終えることが、その家族や地域の人々の何よりの幸せだと私は思うからであります。

６月１日に、健康寿命がはじめて厚生労働省から発表されました。この新しい健康寿命とは、一生のうち、介護が必要だったり、日常生活に支障が出るほどの病気にかかったりする期間を除き、健康に自立して日常生活を送れる期間を示す数字だと書かれておりました。

残念ながら青森県は、男性が６８．９５歳で最下位でした。女性が７３．３４歳で、岩手県より一つ上の３１位になっています。

平成２３年８月２日に、歯科口腔保健の推進に関する法律が国会で可決・成立いたしました。

歯と病気に関する事例として、香川県歯科医師会で調査結果を発表しています。残存歯数、いわゆる歯が４本以下、４本ぐらい残っている高齢者の年間医療費は、２０本以上残っている高齢者に比べて、平均２５万円高くなっていて、歯周病のある人の医療費は、ない人よりも平均７万８，０００円高くなっており、歯の健康と全身の健康の密接な関係を裏づけている。

さらに、歯周病との関係では、病状が重度になるほど医療費が高く、歯周病のある人、平均５２万１，０００円は、歯周病のない人、４４万３，０００円の１．２倍、高血圧や糖尿病など、生活習慣病にかかる医療費も、歯周病が重度になるほど高くなる傾向で、歯

科予防活動が医療費削減につながる可能性を示唆していると書いております。

このように、健康寿命と歯科口腔保健条例は密接につながっているのであります。

つまり、歯が丈夫だと医療費が少なくなり、健康な人がふえて、幸せな人生が送れるということなのであります。歯が健康だと、非常に本人自身も幸せなわけであります。

私は常に、結果に使うお金より、原因に使うお金のほうがはるかに効果があるのだと私は思っております。だから、将来を見据えた教育があり、人間学があり、道徳があるのだと思います。

少子高齢化時代を迎え、予防医学が一番大切な時代になりました。

全国都道府県歯科口腔保健条例制定マップを見ますと、制定済みは２６県、制定に進行中が５県、県歯科医レベルで検討中で５県、検討していない県が８県、その他３県、計４７都道府県になっております。青森県は、歯科医レベルで検討中の中に入っております。

市町村では、１４市町村が制定済みになっており、先行事例として、川口市歯科口腔保健推進に関する条例を見ますと、目的、第１条、「この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき本市が行う歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持の推進に関する施策の実施に関し、基本理念を定め、市、歯科医療等業務従事者、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、当該施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする」。

そして、現在、高齢者の方々をより元気な生活をしていただくために、市民の皆様がひとしく理解するための条例制定が不可欠であると私は思うのであります。

このような考え方から、青森県第１号の三沢市歯科口腔保健条例を制定するべきだと思いますが、市長の考え方を伺います。

次に、空き家対策条例制定について質問させていただきます。

私が今回取り上げた空き家対策条例に関する質問は、６月４日の一般質問締め切りまでに提出した質問でありますが、しかしながら、６月１３日の東奥日報朝刊に、空き家対策条例制定と大きな見出しで掲載され、さらに、これですが、２８市町村が制定検討というところに、三沢市は制定しないと書いておりますが、私は、そういう意味ではなくて、その取り上げ方が、津軽地方特有の豪雪地帯の問題から発生したと思いますが、私は、むしろ火災とか防災に関する切り口で質問したいと、こう思っているのであります。

実は、私が平成２０年第２回定例会と第４回定例会の２回にわたって、空き家対策について一般質問をしており、取り上げたものであります。それは、空き家が火災になれば、周りに延焼する可能性があり、防犯・防災上も大変重要であると思い、質問した経緯があります。

そのときの議事録を見ますと、これは２０年のときですが、三沢市の空き家総件数は１３２戸、そのうち管理されているものは７３戸、管理されていない、あるいは不明なもの５６戸、廃屋状態で危険と思われるもの３戸ありますと報告されています。

私が空き家対策を取り上げた理由は、平畑町内会の中に空き家が特に目立っていたからであります。大変心配しておりました。その心配が現実のものとなり、昨年１１月２３日１８時ごろ、平畑１丁目で火災が発生しました。三沢市消防本部の報告によれば、木造平家建て建物全焼３棟、そのうち２棟が空き家、１棟が倉庫、隣接建物部分延焼が２棟、車両３台延焼と、このように報告されております。

総務省の２００８年の調査によると、賃貸住宅の空き家、別荘なども含む全国の空き家は約７５７万戸あり、建築基準法により、自治体は著しく危険な建物の撤去を所有者に命令できるが、具体的に手続の規定はないとなっている中、平成２２年７月に、埼玉県所

沢市が全国ではじめて、所沢市空き家等の適正管理に関する条例を制定し、平成２２年１０月１日から施行したのであります。

この条例は、目的、第１条、「この条例は、空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止することにより、生活環境の保全及び防犯のまちづくりの推進に寄与する」と書いております。

以下、定義、適正管理、情報提供、指導及び勧告、命令、公表など、第１条から第１０条まであり、従わない場合には公表するというような、かなり権限のある条例になっております。

以来、全国で、制定済みが９県、検討中が９県になっております。

先週も桜町町内会の市民の方から、付近の空き家が青少年のたまり場になっており、たばこも吸っていると。火災の危険があるので注意してほしいという電話がありました。

皆さんも御承知のとおり、昭和４１年７月１１日午後２時１４分に発生した三沢大火は、三沢市民を恐怖に陥れたことは、忘れることができない出来事だと思います。

二度と三沢市民を悲しませないためにも、早急に三沢市空き家対策条例を制定するべきだと思いますが、どのように考えているのか、伺いたいと思います。

次に、中学校のボランティア教育について質問させていただきます。

６月３日、第２４回アメリカンデーが盛大に開催され、８万５，０００人のお客様が、国際色豊かなアメリカンデーを楽しんでいただきました。

私たち、同じメンバーでありますが、三沢国際クラブのメンバーが、その日の夕方６時から、来年のための反省会を開催しました。その会議の中で、出席会員がこのように話をいたしました。

アメリカンデーが終わりごろに近づいた３時ごろ、公会堂前の会場付近を、その会員がごみ袋を持ってごみ集めをしていたところ、中学校の生徒が五、六人いました。すると、１人の中学生が、その会員に向かって、おじさん、ここにもごみがあるよと言った。その会員はびっくりいたしまして、あなたたちも集めるのが本当だろう。手伝いなさいと言ったら、その中学生が、私たちが散らかしたごみではないと言って、立ち去っていったということです。

その会員は、問題だと。中学生にも、三沢高校の生徒みたいにボランティアさせることができないのかという提案があったわけです。

実は、三沢高校のボランティアバンクは、三沢国際クラブでは２年前から、アメリカンバスツアーや運動広場などのバスケットだとか、そういう大会の場面だとか、そういう部分に三沢高校ボランティアバンクの協力をお願いし、大変感謝していたのであります。今回も１２名のボランティアの生徒が来ていただきました。

ボランティア部の顧問の先生に聞きますと、三沢高校ボランティアバンクは、平成１９年から田名部高校をモデルに始まりまして、今年度で６年目になりました。参加者は年々ふえて、昨年は延べ人数で５４３人の生徒が参加している。これは全校生徒の７６％に当たる。ただし、重複しておりますので、実数の人数では２４７人です。これは全校生徒の３４％に当たります。

ボランティアの回数は５５回に及んでおりまして、三沢病院のハートフルコンサート、これは昨年、もう１年たちましたが、このハートフルコンサートを、支援ボランティアには６月から翌３月まで１１４人のボランティアに参加していただいております。このハートフルコンサートのボランティアは、患者さんを連れてきてくれたり、ロビーのいすを片づけたり、いろいろなことをやっていただいております。

さらに、三沢高校定時制でも、毎年行われております三沢国際車いす大会でもボランティアに来ていただきまして、選手のサポートに積極的に参加をいただいているのであり

ます。

このようなことから、中学生でもごみ集めや、いす運びや、簡単なボランティアはできると思うのであります。

三沢高校の先生は、ボランティアを通して、生徒自身が社会性を身につけていくのが実感として理解しているようになってきた、このように話しています。

そこで、質問ですが、三沢市内の中学校教育の中で、ボランティアバンクなどのサークルづくりを社会活動の一環として取り入れることができるのかどうか、この中学生のボランティア活動についてどのように考えているのか、伺いたいと思います。

以上で、質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（舩見亮悦君）　ただいまの９番野坂篤司議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（種市一正君）　ただいまの野坂議員さんの御質問のうち、口腔保健問題については私から、その他につきましては民生部長からお答えをさせますので、御了承願いたいと思います。

平成２３年８月に公布・施行されました歯科口腔保健の推進に関する法律は、歯科口腔保健の施策を総合的に推進する法律であり、施策に関する基本理念や、国や地方公共団体の責務を定めているほか、定期的な歯科健診の勧奨、障害者等が定期的な歯科健診や歯科医療を容易に受けられる体制の整備等、幅広い分野が網羅されているわけであります。

これによりまして、乳幼児から高齢者までの口腔状況や、歯科疾患の特性に応じ、適切かつ効果的に歯科口腔保健の推進に関する施策について国と連携を図り、地域の状況に応じた施策を策定し、実施していくこととなります。

当市の歯科口腔保健に対する取り組みにつきましては、市民の歯の健康づくりを支援するために、健康みさわ２１計画において、ライフステージごとの歯の健康目標を定め、歯科医師会をはじめとする関係機関等と連携あるいは共同し、事業を実施しておりますが、具体的な取り組みといたしましては、妊産婦の歯科疾患の早期発見と予防を行い、母体の健康のみならず、胎児、乳幼児の健康づくりを目的とした妊産婦歯科健診、乳幼児期からの虫歯予防の普及啓発、幼児歯科健診では、２歳児歯科健診時のフッ素の塗布、保健所及び幼稚園、小中学校におけるフッ素洗口を先駆けて実施をいたしております。

また、歯の健康は、生活習慣病予防との関連性が指摘されていることから、健康増進法で定められた年齢に限らず、４０歳以上を対象とした市の集団健診において、希望者全員に歯周病検診、歯周病検査やフッ素、それから洗口を、県内でもいち早く導入するなど、先駆的な取り組みを行っているわけであります。

さらに、高齢者に対しては、介護予防事業として、口腔機能の保持増進を目的に、お口の元気アップ教室を開催し、歯科医師による健診や講話、あるいは歯科衛生士による口腔の健康体操や誤飲予防のための実践指導を行っているわけであります。

このように乳幼児から高齢者までのすべてのライフステージを通した、歯の健康づくり推進ために、毎年、歯の健康づくり推進協議会を開催し、各種歯の健康づくり事業の実施を踏まえた評価を行い、課題について検討し、さらに充実した歯の健康づくりに取り組んでいるところでもあります。

今後は、歯科口腔保健法に基づき、歯科口腔保健の大切さを市民に周知するとともに、ライフステージごとの健康課題に応じまして、きめ細かな歯科口腔保健対策をより充実し、効果的な推進に努めてまいりたい、このように考えております。

なお、歯科口腔保健の推進に関する条例の制定につきましては、今後、県の動向等を踏まえて検討してまいりたい、このように考えております。

私からは、以上であります。

○議長（舩見亮悦君）　民生部長。

○民生部長（宮古健一君）　御質問の空き家対策条例の制定につきましてお答えをいたします。

現在、三沢市では、空き家に対する対応といたしまして、防犯上の観点からは、三沢警察署をはじめ、防犯協会並びに青少年補導員などの関係団体の協力により、巡回活動を実施しているところでございます。

また、火災予防の観点からは、三沢市火災予防条例第２４条第２項により、「空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない」と規定しております。

現在、市民からの通報や相談に対し、現地での状況把握、例えば施錠の有無、電気、ガスの使用状況の確認、内部への侵入の可能性、建物の周囲の状況などを確認した上、関係者に対して、適正な管理をするよう指導しております。

議員さん御提案の、自治体が強制的に解体及び撤去ができる行政代執行を盛り込んだ空き家対策条例の制定につきましては、市民の財産を行政が管理することとなり、個人の財産権にかかわることから、慎重な対応が必要であるため、県内他市町村の動向を見ながら、研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（舩見亮悦君）　教育長。

○教育長（吉田　健君）　教育問題についてお答えいたします。

現行の中学校学習指導要領において、道徳及び特別活動並びに総合的な学習の時間の各章の中で、それぞれの目標を達成するためにボランティア活動を取り入れることが重要であるとされております。

市内全中学校において、学習指導要領の趣旨に基づき、さまざまな形でボランティア活動を実施しております。

一例として、三沢国際車いす大会など、市内イベントへの参加や老人ホームの訪問など、各校とも地域とのかかわりを大切にしながら、生徒の奉仕の心や社会性をはぐくむために積極的に取り組んでおります。

そして、それらの活動には、部活動や委員会ごとの参加のほか、イベント内容によっては、本人の希望で自主的に参加する生徒もいます。

また、ボランティア組織の名称は、中学校では、ボランティアバンクではなく、多くはボランティア委員会という名前で活動しています。

さらに、すべての中学校において、ボランティア活動の窓口には、教頭もしくはボランティア活動担当者が当たっており、外部との連絡やさまざまなボランティア活動の計画、調整等の役割を果たしております。

教育委員会といたしましては、心をはぐくみ、社会性を身につけるために、ボランティア活動は大きな意義があることから、学校訪問をはじめ、校長会などさまざまな機会をとらえ、ボランティア活動のさらなる推進の充実を図るよう指導、推奨してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（舩見亮悦君）　９番。

○９番（野坂篤司君）　順を追って、一つずつ再質問させていただきます。

歯科口腔保健推進に関する条例のことですが、これは、私がいろいろ見ている中で、基本理念をまず定めることが第一であります。ですから、要するにお金をかけるのではなくて、口の周りの健康が大事なのですよと、こういうふうにやっていきましょうという理念条例で私は結構だと思うのです。

４０歳まで会社でいろいろやっているのですが、６０歳からが、極めて歯の治療が途端に落ちてしまうというのが現実にあるようであります。私は、たまたま１４本、上下２８本すべてございますので、歯というのは大事にしております。歯がなければ話になりませ

んから。

そういう意味では、歯を大事にするということの基本理念をもって、三沢市に、歯を大事にしましょうという基本理念を書きました、いわゆるお金をかけない、理念条例をまずつくるということが私は大事だと思いますので、なぜ、本当に何回も言いますが、心配しているのは、何億円も金かかっていくのですよ、これから。幾ら介護保険を充実しても、原因をまずやらなければ解消しないのです。

単純に言うと、１，８００人もしくは１，５００人、２，０００人になる。１，５００人の介護認定の方を１，０００人にすると、５００人、これでもう１０億円変わってしまうのです。

ですから、一番根底にある歯を大事にさせるということが非常に大事だと。歯をかむ力というのは生きる力になるのだそうであります。どうかその基本的な理念条例みたいなものをつくる考えがないか、もう一度確認したいと思います。

それから、空き家条例でありますが、今、空き家条例の部分でいろいろ調べてみますと、かなり財産にかかわることですが、余り言うことを聞かないところは、壊して、それを請求することができるというのが、所沢市のに書かれております。大変強烈なといいますか、これは、いろいろな法律もあるのでしょうけれども、こういったことが出ています。

現実に、私も現場を見てきましたが、桜町の空き家がありますが、あの辺に関してはどの程度の調査をしているのか。あの付近の住民の方は大変心配しております。平畑の火災があった時点から、そういう話が出ております。火災があってからではどうしようもないわけです。桜町の実態をどのように見ているか、もしわかっていれば報告していただきたいと思います。

それから、最後ですが、ボランティアに関してでございます。これは重々わかりました。

ただし、現実に中学生の方が、私が散らかしたんでないからいいべ、というふうな物の考え方というのは、極めて重要であります。

私は、そういうイベントの際にも、何人かでもいいですから、例えばアメリカンデー、お祭りのときでも、何人かでもいいから、中学生みずからが巡回するような、そういう活動をやるべきではないか。やっぱり中学生が先生と一緒に回って歩いても、全然違うと思いますので、ぜひそういったことをやるべきだと思いますが、考えを伺いたいと思います。

三つ、再質問させていただきます。

○議長（舩見亮悦君）　市長。

○市長（種市一正君）　再質問にお答えをいたします。

条例のメリットといいますか、議員おっしゃるように、いわゆる歯科口腔保健の推進といいますか、その基本理念を定めると、こういうことだろうと思います。

先ほど申し上げましたが、県の状況を見ながらと申し上げましたけれども、実は他県の状況を見ますと、県の条例の中には、市町村の役割が明記されているというようなこともございまして、やはり県の条例の整合性といいますか、そのことも図る必要があると考えておりまして、その辺を想定しながら考えてまいりたいと、このように思っております。

以上であります。

○議長（舩見亮悦君）　答弁願います。

民生部長。

○民生部長（宮古健一君）　再質問にお答えします。

桜町の実態調査につきましては、平成２０年の調査以来実施してございません。

以上でございます。

○議長（舩見亮悦君）　教育長。

○教育長（吉田　健君）　再質問にお答えします。

生徒の成長のためにボランティア活動は必要であるという考えを持って、教職員の配置

状況や活動の期日、時間等も考慮し、生徒の行事実態なども踏まえて検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（舩見亮悦君）　９番。

○９番（野坂篤司君）　再々質問になりますが、質問といいますよりも要望になりますが、今、桜町の部分は早急に調査し、空き家の対策も含め、こういったことがあるから条例をつくったほうがいいのではないかと言っているわけでありますから、早急に現地調査を要望し、終わります。

○議長（舩見亮悦君）　以上で、９番野坂篤司議員の質問を終わります。

それでは、一般質問を次に移ります。

７番鈴木重正議員の登壇を願います。

○７番（鈴木重正君）　おはようございます。

拓心会の鈴木重正です。

三沢市の明るい未来に向けて、たくさんの夢と希望を持ち、日夜その職務に精励されてまいりました三沢市の若き職員の方が、志半ばにして、去る３月、お亡くなりました。ここに、謹んで哀悼の意を表しますとともに、御冥福を心よりお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして、はじめに地方分権に関して質問いたします。

自民党政権時代より、機関委任事務制度の廃止や自治体事務を新たに自治事務、法定受託事務に区分し、国の関与をルール化して地方の自主性を高めるなど、地方分権改革が進められ、平成１８年には、国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するための地方分権改革推進法が成立、その後、同法に基づいて発足した地方分権改革推進委員会により、地方分権改革に関する勧告がなされたところであります。

平成２１年、まことに残念ながら政権が交代いたしましたが、交代後の政権が掲げる地域主権改革においても、地方分権推進委員会勧告の実施は、その主要な柱の一つとされ、そのための取り組みが続けられてきているところであります。

地域のことを地域に住む住民が責任を持って決めることのできる、活気に満ちた地域社会をつくっていくということを目指し、そのよしあしは別としても、地域主権改革という名のもとに改革が急ピッチで進められております。

昨年４月には、国が地方自治体の事務事業をさまざまな基準で細かく縛る、義務づけ、枠づけの見直しと、条例制定権の拡大が盛り込まれた第１次の地域主権一括法、正式には、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律でありますが、同法を含む、いわゆる地域主権改革関連三法が成立し、８月には、さらなる義務づけ、枠づけの見直しのほか、基礎自治体への権限移譲が盛り込まれた第２次の地域主権一括法が成立しております。

また、第３次の義務づけ、枠づけの見直しについても、昨年末に閣議決定され、現在、開会中の通常国会に提出されているところであり、地方分権改革のステージは、国から地方へと移ってきております。

これまでは、福祉や教育、インフラ整備など、多くの地方自治体の事務事業について、国により法令で実施が義務づけられていたり、内容や方法が枠づけられておりましたが、地域主権一括法による見直しにより、第１に、施設や行政サービスの内容を地方自治体が決められるようになり、地方自治体はみずからの判断によって、住民からの要望を踏まえた、きめの細かい行政サービスができるようになる。

第２に、地方自治体の権限となっているものの、国との協議や認可といった国の関与があるために、責任があいまいになっているものについては、国の関与を減らして、地方の判断を主として、地方の責任を重くする方向で改革される。

第３に、地方自治体の政策を定める各種計画についても、その内容や手続について、法令上の規定を緩やかにして、策定するかどうかも含めて、地方自治体の自主的な判断にゆだねられるようになる。

以上の三つの観点で、国が行政サービスの内容を決め、地方自治体は、その定められたとおり執行していくという仕組みが大きく変わっていくとも言われております。

活用次第によっては、よりきめ細やかな住民サービスの提供や、地域経済、自治の発展にもつながっていけるものであり、一方で、各自治体の能力が試されるものでもあり、これまで以上に政策形成能力の向上や、地域の特性、市民ニーズ等の把握に努め、地域の実情に合った行政運営をしていく必要があるものであります。

また、地方分権改革が進む中、自治体は、みずからの判断、責任により行動し、その説明責任を果たしていかなければならず、今回の地域主権一括法のような住民サービスに直結する問題をはじめとして、行政運営上の基本的な方針、計画であるとか、大規模な公共施設の整備であるとか、広域的な連携に係る問題であるとか、自治体の現状、将来にわたる重要な事項に関しては、特に、行政内部だけの検討で拙速に進めることなく、その過程について透明性を確保するとともに、住民や関係団体等の意見の聴取、反映など、丁寧な手順を踏んで、自治体としての最終的な判断、意思決定をしていくということが求められるところであります。

三沢市においては、その最終的な判断、意思決定等の場として、市の基本方針及び重要事項の審議並びに連絡調整を図るために庁議が、また、市の行政経営及び政策の推進に関する重要な事項について審議し、戦略的な意思決定及び総合的な調整を行うことにより、効率的かつ効果的な行政経営を図るために、三沢市行政経営会議が置かれているところでありますが、残念ながら、その審議内容等については公表されておりません。

その是非を今この場で議論するつもりはございませんが、公表しない、できないというのであれば、なおさらのことながら、重要な事項の最終的な判断、意思決定に至る過程について、より透明性を確保し、より丁寧な手順を踏み、その説明責任を果たしていくということが肝要であると思っております。

いずれにいたしましても、今、地方自治体により一層求められていることは、将来をも見据えて、抱える課題・問題に適切に対応していく能力であり、行政、議会、住民とがしっかりと力を合わせて、現状を発展的に切り開いていく力量ではないかと考えるところであり、今後も含めて、地域主権一括法に関しても、必要とされる条例制定等に適切に対応していくことは、行政運営上も非常に重要な意味を持ち、その内容は、量的・質的にも大きな負担を伴う作業になるものかもしれませんが、三沢市として確固たる考え方を持ち、決しておざなりにすることなく、みずからの判断、責任により、しっかりと取り組んでいかなければならないものであると思うところであります。

そこで、まず、地域主権一括法に関して、三沢市はどのようにとらえ、いかなる基本方針のもとに取り組んでいるのか、お伺いいたします。

次に、義務づけ、枠づけの見直し等による条例制定に当たっては、そのほとんどが、各省庁が定める政省令の基準を踏まえて、従うべき基準、標準、参酌すべき基準に沿って条例案を策定していくこととなり、当市においても、条例案策定に向けて鋭意取り組んでいるところであると思います。

また、県からの権限移譲についても、既に条例による事務処理特例により移譲されている事務があることから、その状況も踏まえ、権限移譲により予測される懸念、課題等の整理、明確化などにも取り組んでおられることと思いますが、義務づけ、枠づけの見直し等、県からの権限移譲の別に、三沢市における現状と取り組み状況及び今後のスケジュー

ルについて、それぞれお伺いするものであります。

３点目として、県から権限が移譲されることにより、事務量の増加に伴う人員の配置や、新たな事務についての習熟、事務処理に係る経費増などの課題・問題点があると考えるところでありますが、県からの権限移譲に係る課題・問題点等にどのように対処していく考え方か、お伺いいたします。

４点目として、地方分権は、住民サービスに直結するものであり、住民にとって重要な問題であると考えますが、三沢市では、住民に対してどのようにこれらに係る情報を発信しているのでしょうか、また、どのような方法で住民等の意見を聞いていらっしゃるのでしょうか、お伺いするものであります。

次に、町内会に関してであります。

三沢市のホームページを見てみると、町内会は、地域に住んでいる人たちが触れ合いの場をつくり、支え合いながら、安心・安全で住みよいまちをつくり上げるために、自主的に組織された任意団体であり、現在、市内には１１１の町内会があります。

一般的に町内会は、相互扶助、生活環境の維持・改善、安心・安全、地域資源の保護・伝承、自治、親睦などたくさんの機能を有していると言われております。

当市におきましても、住民相互の連絡、地域の環境美化、集会所やごみ集積所、防犯灯の維持管理、防犯・防災活動、親睦活動、地域課題への対応など、多様な役割を果たしているとともに、市としても、さらに自主防災組織の設置や、災害時要援護者支援計画、また、昨日、髙橋議員の質問にもございましたが、地域きずな・支えあい事業など、町内会に対して協力や役割を求めているところであります。

私は、三沢市において、町内会は地域コミュニティーの源であり、基盤であると考えるところでありまして、その地域コミュニティーに関して、昨年３月策定された三沢市協働のまちづくり推進指針においては、これまでの地域コミュニティーには、市民同士の助け合いの意識がありました。しかし、現在は地域のかかわりが低下して、自治活動や互助活動の機能が低下してきているため、地域の結びつきや助け合いの意識を高める必要がありますとされております。

東日本大震災から１年３カ月が過ぎましたが、私たちがあのとき思ったこと、感じたことは何だったでしょうか。人と人、地域のつながり、きずなの大切さではなかったでしょうか。東日本大震災により、再認識したつながり、きずなの大切さ、そして、少子高齢化、人口減少が確実に進んでいく中、今後のまちづくりにおいて、地域コミュニティーの核として、町内会の存在、役割がますます大切になっていくと考えているところでありまして、特に、協働のまちづくりや、災害に強く、安心・安全なまちづくりを進めていく上で、極めて重要な役割を果たしていくものだと考えております。

そのような意味からも、行政内部で、個別、縦割りに、町内会に対してさまざまな役割を求めるのではなく、今、改めて町内会のあり方、役割というものを再認識、再考し、コミュニティーの構築、その活性化を図るべく、総合的な取り組みをしていく必要があると思うものであります。

そこで、まず、協働のまちづくりを掲げる三沢市として、東日本大震災を経験し、今、改めて町内会に求める姿、役割をどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、私は、町内会はあくまでも任意団体であり、何から何まで行政が主導、援助等をするということは本筋ではないという考えを有しているところでありますが、しかしながら、三沢市が町内会に求める姿、役割に向けて、必要性がある部分については、積極的に主導、援助等をしていくことが肝要ではないかと思っております。

大切な役割を果たしていく町内会でありますが、その前に、そもそも、例えば町内会への加入率が悪く、会員が減少しているとか、

活動主体となる若者が少なく、高齢化しているなど、今後の十分な活動、機能維持に支障を来すおそれがある課題を抱えている町内会もあると思います。中には、喫緊の問題となっている町内会もあるかもしれません。それらの課題・問題を少しでも解消し、町内会内のコミュニティーを再構築、より強いものにしていくために、行政としてどのように取り組んでいく考えがあるのか、お伺いするものであります。

以上で、質問を終わります。

○議長（舩見亮悦君）　ただいまの７番鈴木重正議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（種市一正君）　ただいまの鈴木議員さん御質問のうち、町内会に求める姿、役割については私から、その他につきましては副市長及び政策財政部長からお答えをさせますので、御了承願いたいと思います。

我が国の地域コミュニティーの典型とも言えるのが町内会であり、当市においても、議員おっしゃるように、１１１町内会が組織されているところであります。

町内会は、地域内の親睦、交流や相互扶助、町内の課題・問題の解決などを目的として、自主的に組織されたものでありますが、町内会の皆様には、広報みさわ等の毎戸配布、ごみ集積場や、公園及び防犯等並びに集会施設の維持管理等、市政に対して常日ごろから御協力を賜り、大変感謝いたしているところであります。

また、昨年の東日本大震災の経験を踏まえ、災害時に自力で避難できないために援護を要する方々の支援や、自主防災組織の編成等についても、町内会の皆様にお願いをいたしているところであります。

また、今年度は、６町内会をモデル地区として、社会福祉協議会が地域きずな・支えあい事業を展開し、地域支援マップの作成に取りかかったところであり、今後、要援護者の支援に大変有効なものになると考えているところでもあります。

御承知のとおり、市では、三沢市総合振興計画に基づき、市民が主体となった地域協働によるまちづくりを推進しておりますが、町内会が市民にとっては一番身近な地域コミュニティーとして機能し、また、市にとっては一番身近な協働の相手方として機能することが、町内会の重要な役割であります。

災害発生時には、避難の際や避難所での生活に、隣近所の声かけや、つながり、つまり、日ごろから築き上げたきずなが重要であると言われております。

このことから、市が町内会に求める姿、役割は、日ごろからの地域内の親睦、交流を通して、お隣同士のきずなをはぐくむこと、そして、地域内の課題を克服するために一致団結して取り組み、地域だけでは解決できない困難な場合には、行政や他団体との協働によって解決し、地域を活性化していくことであると考えております。

私からは、以上であります。

○議長（舩見亮悦君）　副市長。

○副市長（大塚和則君）　御質問の地方分権についてお答えをいたします。

国では、平成２１年１２月に地方分権改革推進計画を、平成２２年６月には地域主権戦略大綱を閣議決定し、国民が地域の住民として、みずからの暮らし、地域のあり方について考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づいて、地域主権改革の推進に取り組んでいるところであります。

この改革推進のため、地域の住民を代表する議会の審議を通じ、地方公共団体みずからの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めるための義務づけ、枠づけの見直しと、条例制定権の拡大及び可能な限り多くの行政事務を住民に最も身近な基礎自治体が担うことができるようにする、基礎自治体への権限移譲を盛り込んだ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の改正に関する法律、いわゆる地域

主権一括法が、第１次一括法として昨年５月２日に、第２次一括法として同年８月３０日に公布され、これを受け、三沢市においても必要な条例制定等に取り組んでいるところでございます。

御質問の第１点目、地域主権一括法を三沢市はどうとらえ、いかなる基本方針のもとに取り組んでいるかについてでありますが、地域主権一括法は、住民が地域のあり方についてみずから考え、行動等に責任を持つという地域主権改革の意義にのっとり制定されたものであり、これまで、国の定めた基準等により制限を受けていたものが、一部ではありますが、地方自治体で条例により基準等を制定できることとなったものであります。

このことから、当市においても、これまでの基準等で支障がなかったかなどを十分検討し、住民に身近な行政主体として、より地域の実情に合った行政運営を図っていけるよう、条例制定等に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、第２点目の三沢市における現状と取り組み状況及び今後のスケジュールについてお答えいたします。

まず、条例制定についてでありますが、今回の地域主権一括法においては、市で条例制定の検討を行う必要のあるものは、第１次一括法では市道の構造の技術的基準など１３項目、第２次一括法では水道の布設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う者の配置に関する基準など３１項目、合計で４４項目となっており、これら４４項目について、現在、具体的に検討しているところであります。

次に、権限移譲でありますが、一括法により、都道府県から市町村に権限移譲されたものは、町及び字の区域の新設及び廃止などの告示に関する事務など４１件あり、このうち、町及び字の区域の新設及び廃止などの告示、都市計画施設区域内の建設物の建築の許可に関する事務など１０件は、今回の一括法施行前から、青森県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例により、当市に既に移譲済みとなっております。

現在の取り組み状況でありますが、条例制定につきましては、地域主権一括法が公布された後、県から市に情報提供がなされており、現在、それぞれの担当部署において、鋭意、条例制定に向けて取り組んでいるところであります。

また、新たに県から権限移譲された事務につきましては、県の担当者から説明を受けるなどし、事務に支障を来さないよう適切な事務の執行に努めているところでございます。

今後につきましては、条例制定の必要のあるものについては、できるだけ本年第４回定例会へ提出できるよう事務処理を進めているところであります。

権限移譲につきましては、一部を除き、本年４月１日から市にほとんどの事務が移譲されており、迅速な対応に努めているところでございます。

次に、第３点目の権限移譲による事務量増加に伴う課題・問題点への対処についてでございます。

権限移譲により、自治体の住民サービスは、これまで以上によくならなくてはならないと考えているものであり、そのためには、県の説明会等での事務の習熟はもちろんでありますが、地域の実情を十分踏まえた行政運営が必要であることから、職員が地域の実情を十分理解し、条例の制定や職務の遂行を行っていくことが大切だと考えております。

なお、権限移譲された事務については、総務課において担当部署と十分協議をし、事務量の増加に伴う人員配置、組織の再編を含め、部長等で組織する内部委員会において、現在、検討しているところでございます。

また、財源については、詳しい算定方法はまだ示されておりませんが、地方交付税の基準財政需要額の増額措置がなされる予定となっております。

次に、４点目の住民に対してどのような情報を発信していくのか、また、どのような方

法で住民の意見を聞くのかについてお答えをいたします。

はじめに、住民に対しての地方主権一括法に関しての情報発信につきましては、広報みさわに掲載し、お知らせした項目もございますが、今後も許可等の申請窓口の変更等、住民サービスに支障を来さないよう十分考慮し、対応してまいりたいと考えております。

次に、住民等からどう意見を聞くのかにつきましては、住民ニーズにかかわるものや、事業者が事業を行う上で影響が大きい条例等につきましては、基本的にパブリックコメントにより意見募集を行う必要があると考えております。

また、場合によっては、関係団体や市で設置している審議会等からの意見を聞くことが必要であるとも考えております。

いずれにいたしましても、一括法の成立により、今後さらに地方自治体の担う役割は拡充されていくことになりますことから、三沢らしさを大切にしながら、地域の独自性を生かしたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（舩見亮悦君）　政策財政部長。

○政策財政部長（米田光一郎君）　町内会についての御質問の２点目、町内会が抱えている課題を軽減、解消していくための市としての取り組みについてお答え申し上げます。

町内会においては、町内会費等の金銭的な負担や、班長の輪番制等の役割的な負担が敬遠されることなどにより、加入率が悪かったり、働き盛りの若年層の活動への参加が消極的なために、重立った活動者が高齢化するなど、今後の十分な活動に支障を来すおそれのある町内会もあるのが現状でございます。

このことが、多くの町内会が抱えている課題ではないかと考えております。

しかしながら、町内会は自主組織であるため、加入を強要できるものではないので、各町内会が、主に若年層を取り込むためには、加入して活動したいと思えるような魅力的な町内会づくりを推進しながら、みずからの地域を活性化していくことが必要であると考えます。

市の取り組みといたしましては、三沢市への転入者に配布するパンフレットの中で、町内会への加入を促すページを設けたり、町内会に行政連絡員として市職員を配置し、町内会と行政との連絡・調整を図り、町内会の困り事等を行政へと取り次ぎを行っているところでございます。

加えて、今までも市内官公庁等の情報交換の場であります月曜会や、市内誘致企業と行政とで構成されます企業誘致懇談会の席上、町内会への加入をお願いしてまいりましたが、今後、さらに各種経済団体や主な事業所へ直接出向き、加入のお願いをし、より多くの若い力が町内会活動へ参加することを促進してまいりたいと考えております。

町内会は任意団体ではございますが、重要な協働の相手方であると認識しております。各町内会が抱えている課題の解決が、三沢市全体の活性化へとつながっていくものと考えております。

市といたしましても、先進事例の研究をしながら、有効であると考えられる手法を取り入れるなど、町内会の活性化に向けて鋭意努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（舩見亮悦君）　７番。

○７番（鈴木重正君）　地方分権に関してでありますが、ただいま副市長さんのほうからるる答弁いただきましたが、まず一つ、先ほど広報の話がございましたが、これからやっていくというような答弁であったかと思いますが、私は何を言いたいかというと、先ほどあったとおり、住民みずからが住民の責任によって決めていくというようなものが基本的な考え方であります。

そうなると、今こういうことが三沢市としてというか、地域主権一括法の中で行われていて、中には、今までと基準が変わらないものももちろんあるもしれない、地域の実情に

応じて変わるものもあるかもしれない、変えなければいけないものもあるかもしれない。しかしながら、それすら住民の方々はわからないおそれがあるわけです。個別に、必要があればパブリックコメントを求める、これはもちろんのことだと思います。

しかしながら、市の判断、責任によって、これまで、従来とは変わらないと。例えば参酌すべき基準であっても、市は、参酌した結果、変わらないという部分は、住民の方はわからないわけですね、今のお話ですと。

そうすると、住民の方々の声というか、考えの中で、住民の方々が責任を持って決めるといっても、わからないわけです。結局、そこは行政内部の作業、考え、判断の中でやって、これはこれまでと基準は変わっていませんと。ただ、条例が定められるようになったから、市で条例を定めるだけですというような形にもならないとは限らないわけです。

ということも踏まえまして、私は、広報のやり方というのを、地方分権の地域主権一括法というものはこういうことがある、そして４４項目、三沢市では今、検討しなければいけません。そのうち、もちろん三沢市独自で基準を定められる、地域の実情を勘案して定められるもの、定められないものもあります。こういうものに関しては、三沢市が地域の実情に応じて考えていかなければいけないものですというようなことを、しっかりと市民に対して提示して、そして物事を進めていくということが大切ではないかなと私自身は思うところであります。

また、権限の移譲についても、もちろん個別に、今度こういう事務ができるようになりましたと、広報でもあちこちでそういうのが載っているのでしょうけれども、それに関しても、今こういう形で、今度は県からこういう事業が、権限が移譲されます。そして、例えば来年４月１日からの事務引き継ぎに向けて、今、鋭意やっていますという事前の周知というか、そういうものも必要ではないのかと思うわけでありますが、その点について、三沢市としてどのように考えているのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（舩見亮悦君）　副市長。

○副市長（大塚和則君）　地方分権に関する再質問にお答えをいたします。

議員のほうから、今の地方主権一括法についての中身を市民の皆さんにお知らせをして、この内容について、市としてどう対応するべきか、市民の皆さんからさまざま意見を聞いた上で、市として最終的にどう対応するかということについてのプロセスといいますか、そういうことについての御質問だというふうに理解しました。

今の地方主権一括法については、これは裁量権が非常に伴う、今まで国で枠づけしたもの、義務づけしたものの裁量権が市のほうにゆだねられると。そのことによって、市民へのサービスが向上する、こういうことをねらいとした一括法でございます。

プロセスとして、そのように対応することが、今、議員がおっしゃったような対応が最も望ましいというふうに考えておりますので、どういう方法がいいのかということを検討しながら進めたいというふうに思っております。

ただ、例えば例を申し上げますと、これは県から市のほうに移譲されましたパスポートの発給事務、これにつきましては、事前に市のほうに打診がありまして、県内では恐らく三沢市が一番早かったのではないかと。十和田市とか八戸市はやっておりますが、それ以外の地域の中で、手を挙げる団体ということで三沢市が出てきたと。

これは、まさしく市民にとっては非常にサービスにつながるということで、市として、いち早く手を挙げた。

それらについても、事前に、こういうことについてありますのでどうかという意見を聞いたらどうかということもあろうかと思いますが、これは市民に直接サービスが向上するという判断のもとにやったという経緯がございますので、すべてが市民の意見を聞く、あ

るいは市民に知らせるということについては、少し考えた上でやることもまた必要だろうなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（舩見亮悦君）　７番。

○７番（鈴木重正君）　１点、間違いのないように。

何から何まで市民の声を聞いてくださいということではないのです。こういうのがありますよと、それをお知らせするという必要性を私は言っているのです。というのは、そういうのが、お知らせというか、わからないければ、だれもわからない。声を聞く、出す、それすらもできないわけです。

すべからく丁寧に一つ一つ、皆さんどう思いますかということを問うてくださいと私は言っているのではないのです。

そうではなくて、こういうことがあります。こういうことが県から移譲されます。例えば事務の権限移譲であれば、こういう権限が移譲されます。こういう権限が移譲される事務の中に含まれています。今、三沢市としては取り組んでいますと。

そういうことを、地域の実情に応じて、住民の責任のもとに決めていくという基本方針、もちろん自治体の判断、責任において決めていくと。その基本方針のもと、名乗るのであれば、そういったことが必要ではないのか。

私は、決して、一つ一つ丁寧に皆さんから意見を聞いてくださいと言っているのではないのです。広報の仕方として、そういったことが必要ではないかということを私は言っているわけであります。

そこのところをもう一度、副市長さんのほうから答弁いただききます。

○議長（舩見亮悦君）　副市長。

○副市長（大塚和則君）　地方分権、再々質問についてお答えをいたします。

県から移譲される内容、それから、国から権限移譲されるものについては、なかなかわかりにくい部分がございます。今、議員がおっしゃったことについて、その内容を市民の皆さんにお知らせするということは大切なことだというふうに考えておりますので、どういう方法でお知らせをするか、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（舩見亮悦君）　以上で、７番鈴木重正議員の質問を終わります。

これをもって、一般質問を終わります。

◎日程第　２　議案第５１号から
日程第１７　議案第６６号まで

○議長（舩見亮悦君）　次に、日程第２　議案第５１号から日程第１７　議案第６６号までを一括議題といたします。

◎日程第１８　議案質疑

○議長（舩見亮悦君）　日程第１８　ただいま一括議題といたしました全議案に対し、議案質疑を行いますが、この後、特別委員会も予定しておりますので、質疑は大綱的なものに絞って願います。

なお、通告がありますので、発言を許します。

１６番山本弥一議員。

○１６番（山本弥一君）　ただいま議長のお許しをいただきましたので、議案第５３号平成２４年度三沢市一般会計補正予算について、議案質疑をさせていただきます。

今回の補正予算は、国庫補助事業の決定に基づく予算措置であります。

そこで、歳出の主なる経費を見ますと、緊急雇用創出対策事業費として、農道・水路環境保全業務委託料１，０１２万円や、新たな観光資源の調査と観光パンフレットのリニューアルや観光案内所の設置等に８８６万５，０００円、そして、先人記念館収蔵資料のデータベース化業務委託料に９５６万円と相なっています。

今日の日本経済は、国際自由化や円高の波に襲われて、農業をはじめ商業の経営環境が

厳しく、それらに伴って、雇用の採用にも大きな影響を及ぼしてきています。これを早急に解決することは、極めて困難な事態となっている状況にあります。これは、基本的に、自分のことは自分で解決する以外に方法が難しい面も有し、いわゆる市民との総力を挙げて取り組む方法しかありません。

今回の緊急雇用創出対策事業費補助金関連事業内容を考えるとき、いずれも一過性的であり、新たなる雇用創出につながるか疑問を感じるものであります。なぜならば、国の補助がなくなれば解雇されるという不安があり、新規の雇用が本来の支援と仕組みを構築できるのか問われております。

そこで、今回の緊急雇用創出対策における継続した安定的雇用を今後どのように図るのか、その取り組みについて、まずはじめに答弁を求めるものであります。

次に、農林水産業費の中で、新規就農意欲の喚起と定着を図るため、１人当たり年間１５０万円を補助する支援事業費補助金１，８００万円予算措置されています。

これまで、我が国は、経済大国のおごりで、世界じゅうから食料を輸入し、美食や飽食三昧の日常生活を迎え、これが当たり前と思い込んできました。

我々の食生活は、まさに食のバブル時代で、これがいつまで保証されるか、足元の食生活を見れば、食料自給率は４０％と低いのが実情であります。近い将来の食料危機に備えて、この食料の自給率をいかに高めていくか、大きな重要課題であります。

食料政策は、国際的な視野に立ち、食料安保を貫き、長期的な展望に立って農業者を育成しなければなりません。

農業への投資は、建物や道路をつくるのと違って、直ちに効力を発揮するものではなく、また一方、自然を相手とする農業経営は、もともと弱い体質を持っています。

企業は人なりという言葉を引用すれば、今後、農業をもっと魅力ある産業にするためには、人材を育て、やる気のある農業後継者育成を重点に、財政投入を集中させ、２１世紀を迎え岐路に立っている農業の展望を切り開かない限り、農業不振の声が絶えません。

市長は、就任以来一貫して、農業が元気でなければ、まちの活性化はないと言ってきております。

しかし、農業経営は、高齢化や構造調整の大きな潮流の中にあって、本市の農業を取り巻く環境は毎年厳しさを増してきているのが実情であります。

農業の担い手不足に加えて、海外からの農産物の流入増加によって、生産地が空洞化し、その進行によって、本来あるべき機能が低下し、農村社会の姿が消えるのではと多くの農業者は不安を抱いております。

○議長（舩見亮悦君）　１６番山本議員、簡潔にお願いいたします。

○１６番（山本弥一君）　今後、こうした状況に対し、本市の農業の活性化をいかに図るか、みずからの自助努力で解決するほかはありませんが、こうした実態に対し、今回の新規農業者の就農意欲の喚起と定着を目的に、国は、５年間に限り１人当たり年間１５０万円を補助、支援することになっています。この新規の就農支援に当たって、円滑に農業に参入できる仕組みや、経営指導等が構築されなければなりません。

また、国の補助がなくなった以後の継続が重要で、市長は、本市の独自の農業振興のための就農支援の基本姿勢をどのように考えているか、答弁を求めるものであります。

以上で、議案第５３号平成２４年度三沢市一般会計補正予算について、私の議案質疑を終わります。

○議長（舩見亮悦君）　ただいまの議案質疑に対する当局の答弁を求めます。

経済部長。

○経済部長（中野渡　進君）　ただいまの議案質疑の、まず１点目、緊急雇用創出対策事業費補助金関連事業についてお答えいたします。

緊急雇用創出対策事業は、昨今の雇用情勢

にかんがみ、離職を余儀なくされた非正規労働者や中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用、就業機会を創出するために、厚生労働省が平成２１年度から開始したものであり、当初、平成２３年度までの３年間で終了する予定であったものが、東日本大震災の発生により延長されたものであります。

この緊急雇用事業は、国からの交付金を青森県が基金として造成し、市町村が県に事業申請し、認定された事業に対し交付金を受け、実施するものであり、新規に公共的事業を立ち上げ、地域の雇用を創出するものであります。

緊急雇用での実施事業については、県より申請受け付けの通知があり次第、全庁に事業の募集を行っており、その際に申し出のあったすべての事業を県に申請し、今年度は全事業の採択を受けております。

現在、平成２４年度事業として三沢市が実施している事業では、延べ４６人の新規雇用を計画しており、今回、新たに５事業、１８人の新規雇用を予定しております。

議員さんお尋ねの一過性の雇用なのか、継続性なのかという点につきましては、厚生労働省が定めた緊急雇用創出事業実施要領に、就業期間は６カ月以内とし、１回に限り更新を可能とすると定められておりまして、上限が１年までとなっております。次の雇用までの就業機会の創出という事業の性質上、継続しての雇用は不可能となっております。

しかしながら、現在、三沢市におきまして緊急雇用事業として実施しております若年者就業支援実務体験事業では、延べ２６名の若年者に対し、公共事業としてではなく、民間企業が就業機会を提供するもので、この緊急雇用事業終了後についても、正規職員として継続雇用していただける企業の協力を得て実施している事業もございます。

このようなことから、緊急雇用事業は、短期雇用の補助事業として実施されているものでありますが、事業によっては、市内企業のお力をおかりしながら、継続雇用による市内雇用環境の改善を目指し、実施しているところであります。

なお、長期的な視点に立ちました雇用対策といたしましては、企業誘致や地場産業の活性化対策などのほか、今年度スタートいたしました地域雇用創造推進事業を効果的に活用し、失業者等の人材育成による就業機会の確保、さらには、正規雇用へと結びつけていくこととしております。

いずれにいたしましても、緊急雇用対策を行い、臨時的措置を講ずるとともに、さまざまな各種雇用施策を展開することにより、地域雇用環境の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、第２点目の新規就農総合支援事業についてお答えいたします。

現在、我が国の農業は、基幹的農業従事者の平均年齢が、平成２２年度で６６．１歳と高齢化が進展しており、持続可能な力強い農業を実現するには、年間２万人の青年新規就農者が定着することが必要だと言われております。

４０歳未満の若い就農者は、平成２２年度で、年間１万３，０００人にとどまり、そのうち定着するのは１万人程度となっております。このため、国が設置しております食と農林漁業の再生実現会議における、我が国の食と農林漁業の再生のための中間提言におきまして、新規就農者をふやし、将来の日本農業を支える人材を確保することとされているものであります。

当市ではこれまで、農業施策として、ナガイモ高品質種芋採種事業、長ゴボウ冷蔵貯蔵施設整備事業、野菜等生産力強化対策事業などの実施によりまして、産地力の強化等に取り組み、農業所得の向上を図ってまいりました。

その結果、ＪＡおいらせの野菜販売額が、昨年度は６３億円となっております。現在は、ニンジン洗浄選別施設設置助成事業に取り組んでおり、今年度完成を迎えるところで

あります。

また、県営北三沢地区経営体育成基盤整備事業による北三沢地区の大区画圃場にて、新たに組織された地域の担い手農家組織、農事組合法人フラップあぐり北三沢による大規模な飼料用米の作付が実施されているところであり、地域の農業後継者が農業とともに住み続けている、元気のある地域づくりのための事業を進めているところであります。

このような中、平成２４年度より実施されます国１００％補助の新規就農総合支援事業は、経営が不安定な就農直後の農業者の収入を確保するため、補助金を交付し、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図る目的で創設されたものであります。

この事業は、４５歳未満の独立自営就農者が対象であり、本人名義による農地及び機械の所有もしくは賃貸借、生産物の出荷、経営管理等の一定の条件を満たすことにより、年間１５０万円の補助金を受けることができるものであります。

農業経営が安定するまでの最長５年間給付を受けることができることから、当市におきましても各種集会、広報等を通じ、十分な周知等を図りながら、新規就農者の掘り起こし、定着の支援に努めてまいりたいと考えております。

今後につきましては、当該事業の効果を見きわめるとともに、ＴＰＰなど国の施策や社会経済情勢の動向等を見据えながら、継続的な対応について検討しつつ、さらなる当市農業の振興を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（舩見亮悦君）　１６番。

○１６番（山本弥一君）　再質問させていただきます

まず、答弁に対して、再度、詳しく聞きたいと思います。

緊急雇用対策事業でありますけれども、国の方針で短期的である、こういうことなのですけれども、問題は、今回の緊急雇用対策事業において、どういう方がどう募集していく予定といいますか、考えなのか、この辺について、再度、詳しく答弁いただきたいと思います。

それから、農業の後継者の育成事業でありますけれども、定着を図っていきたいと。そうあってほしいし、そこで、大事なことは、前段でも触れましたけれども、補助対象者に対して、大事なのは経営指導、技術指導のフォローアップが、おいらせ農協はじめ農業委員会、これらのフォローアップをどのように考えて、就農の定着を図っていくのか、再度お願いしたいと思います。

○議長（舩見亮悦君）　経済部長。

○経済部長（中野渡　進君）　再質問についてお答えいたします。

まず、緊急雇用の関係で、募集方法等をどのように行っているかということですけれども、ハローワーク等で募集しておりまして、その後、担当課のほうで面接等を行って、採用という形になってございます。

それから、新規就農総合支援事業の関係の指導体制等がどうなっているかということですけれども、県民局の普及指導室、それから農協、市、農業委員会等が一緒になりまして、資金面、それから営農指導面等の指導体制をとってございます。

以上でございます。

○議長（舩見亮悦君）　以上で、議案質疑を終結します。

◎日程第１９　特別委員会の設置及び議案の付託

○議長（舩見亮悦君）　日程第１９　特別委員会の設置及び議案の付託を行います。

お諮りします。

一括議題となっております議案の審議に当たりましては、８名をもって構成する予算審査特別委員会、８名をもって構成する条例等審査特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、慎重に行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船見亮悦君）　御異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会、定数８名、条例等審査特別委員会、定数８名をそれぞれ設置し、これに付託することに決しました。

それでは、議案の付託を行います。

予算審査特別委員会には、議案第５１号から議案第５５号までの５件を、条例等審査特別委員会には、議案第５６号から議案第６６号までの１１件をそれぞれ付託します。

◎日程第２０　特別委員会委員の選任

○議長（船見亮悦君）　日程第２０　特別委員会委員の選任を行います。

ただいま設置されました２特別委員会の委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、お手元に配付しております特別委員会委員及び付託議案一覧表のとおり指名します。

なお、特別委員会委員の方々は、本日散会後、委員長、副委員長をそれぞれ互選し、議長まで報告願います。

また、ただいま設置されました各特別委員会の組織会は、予算審査特別委員会は大会議室、条例等審査特別委員会は第２会議室において、それぞれ願います。

○議長（船見亮悦君）　以上で、本日の日程は終了しました。

なお、明日から２０日までは、特別委員会審査等のため、本会議は休会となります。

次回本会議は、２１日午前１０時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会します。

午前１１時４０分　散会